

評価基準

【評価の区分】	【評価の内容】	
	定量的な基準値 や目標値	最新の都市計画等の方向性や、関連施策の実施状況
■評価できる	現段階での乖離は無い	記述内容と現状（最新の総合計画、整・開・保の方針、都市計画運用指針等との方向性、関連施策の実施状況 etc）に 差異がない
■概ね評価できる	若干の乖離はみられるが許容範囲と言える	記述内容と現状（最新の総合計画、整・開・保の方針、都市計画運用指針等との方向性、関連施策の実施状況 etc）に 多少差異があるが、全体に影響がない
■あまり評価できない	少なからず乖離が見られこのままでは支障をきたす	記述内容と現状（最新の総合計画、整・開・保の方針、都市計画運用指針等との方向性、関連施策の実施状況 etc）に 差異があり、全体に影響の出る可能性がある
■評価できない	すでに乖離が著しく、見直しが必要	記述内容と現状（最新の総合計画、整・開・保の方針、都市計画運用指針等との方向性、関連施策の実施状況 etc）に 差異があり、乖離が大きい

『弟子屈町都市計画マスタープラン:H22』

	目標項目	評価
<p>【4.市街地整備の目標】</p> <p>4-3 市街地整備の基本目標</p>	<p>(1) 誰もが安心して暮らしを楽しむまちづくり 文化的生活を楽しむことができる環境を整えるとともに、防災機能を高めることにより、子供からお年寄りまで誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p> <p>(2) 弟子屈らしいゆとりと潤いのあるまちづくり 弟子屈らしい豊かな水と緑を生かし、多様な自然環境を保全しながら、ゆとりと潤いのあるまちづくりを進めます。</p> <p>(3) 温泉のまちとして魅力と活力あるまちづくり 温泉のまちとして中心市街地の賑わいや憩いの場を創出するとともに、来訪者が訪れる観光交流拠点の再生を進め、魅力と活力あるまちづくりを目指します。</p> <p>(4) いつまでも暮らせる住宅・住宅地によるまちづくり 住宅の供給促進や公営住宅ストックの有効活用による「まちなか居住」の推進や、緑の空間を増やし、誰もがいつまでも暮らせる住環境整備を進めます。</p> <p>(5) 環境負荷の小さなまちづくり 弟子屈町の持続的発展を推進するため、都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造の構築を目指します。</p> <p>(6) 市街地整備の拠点形成 現在市街地の生活環境の質を高めるとともに、弟子屈町の都市活動を支える上で重要な地区を拠点として位置づけ、機能の効果的な集約を図ることで、これからの弟子屈市街地を特色づける拠点形成を図ります。泉地区を「医療・福祉施設や子育て支援施設などの集積を生かした快適な居住空間の形成拠点」と位置づけ、医療・福祉、子育て支援施設の拠点形成を図り、また、公営住宅の建替整備をすることにより、住宅・住宅地の供給拠点などの拠点形成を図ります。</p>	<p>・「都市再生整備計画」の実施により、防災機能の充実が図られた。 (評価できる)</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない (概ね評価できる) 1-1-2-1</p> <p>・「都市再生整備計画」の実施により、道の駅が再整備された。 (評価できる)</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない (概ね評価できる) 3-4-2-5</p> <p>・「環境基本計画」「温暖化対策実行計画」が策定されている。 (評価できる)</p> <p>・「拠点形成」の具体性に欠ける。 (あまり評価できない)</p>

	目標項目	評価
	<p>J R摩周駅を「来訪者を迎える摩周駅周辺の景観形成拠点」、道の駅周辺地区を「観光交流と景観形成拠点」、国道243号、391号沿いのまちのエントランス部分から中心市街地までを「来訪者を迎える緑の景観形成拠点」として、それぞれ、来訪者を誘う景観形成の拠点形成を図ります。</p> <p>(7) 市街地の範囲の設定 弟子屈都市計画区域は、市街化を抑制すべき市街地調整区域を定めていない、非線引き都市計画区域です。このため、弟子屈町が定めている都市計画用途地域の外縁部の白地地域においても、住宅地の開発と住宅の建設などがその範囲を超えて行われ、道路や上下水道などの基盤整備が後追的に拡充している実態があります。少子高齢化社会において、今後人口の増加は見込めないことから、持続可能な都市形成を目指すために、既存の市街地を将来の市街地の範囲と定め、基本的に市街地の拡充を行わないこととします。</p> <p>(8) 「弟子屈ルール」づくり 豊かな自然環境の中での居住にあこがれて、都市部などから移住してくる人に対して、迎える心を大切にしながら、自然環境と調和した住宅建設のあり方や、ごみ収集・上下水道・道路の除排雪など行政サービスの供給方針などについて話し合い、郊外部で安心して暮らせる仕組みとなる「弟子屈ルール」の作成が望まれます。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「まちづくり町民会議」でルール提言されている。 (評価できる)</p>

	目標項目	評価
<p>【5.市街地整備の方針】</p> <p>5-1 土地利用の方針</p>	<p>(1)土地利用に関する基本方針</p> <p>①全体の土地利用方針</p> <p>市街地整備の基本目標である「誰もが安心して暮らしを楽しむまちづくり」「弟子屈らしいゆとりと潤いのあるまちづくり」「温泉のまちとして魅力と活力あるまちづくり」「いつまでも暮らせる住宅・住宅地によるまちづくり」「環境負荷の小さなまちづくり」を進めるため、まち全体の土地利用方針を以下のように設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化的な生活を楽しむとともに安心して暮らせるまちづくりを推進するため、土地利用計画にあたっては、安全性・利便性に配慮し用途の適正な配置・誘導を行います。 ・弟子屈町の市街地を囲む丘陵地、里山、農用地及び市街地を流れる釧路川、鑑別川がまちに潤いを与え、緑豊かなまちを印象づけています。この自然的環境を生かした土地利用を促進し良好な住環境の形成を図ります。 ・JR摩周駅や道の駅周辺は、商業施設や公共施設が集積しまちの顔になるところであり活力を生む重要な場所です。中心市街地の活性化を促進し賑わいを創出するための適正な土地利用の促進を図ります。 ・少子高齢化社会にあって、地域が支えあい暮らしやすい環境をつくるため、まちなか居住を推進するとともに公営住宅の整備促進を図ります。 ・市街地内の未利用地については、土地利用の適正な誘導を図ります。 ・観光拠点や防災拠点の形成などに合わせ、都市機能の適正配置を目指します。 ・将来市街地の範囲外の優良な農用地、自然環境を形成する湖沼、河川、山林などを保全するよう、関連法規制等による土地利用の規制を尊重しながら、市街化を抑制します。 ・都市計画区域外については、豊かな自然環境と良好な住環境の保全に努めます。なお、無秩序な開発行為等が見られるなど、土地利用規制を行うべき区域については、準都市計画区域の指定の可能性を検討します。 	<p>・「整・開・保の方針」 との差異は見られないがコンパクト化の視点が欠ける。 (あまり評価できない)</p>

	目標項目	評価
	<p>②各地区の土地利用方針 市街地の地形、道路、河川形態などから地区設定を行い、土地利用の方向性を示します。</p> <p>a 中央地区 JRの鉄道と鑑別川に挟まれたエリアであり、JR摩周駅や商業施設、公共施設が集積し、中心市街地としてまちの顔になる地区です。地区の土地利用にあたっては、中心市街地としての利便性や賑わいを創出し、まちなか居住の推進を図ります。</p> <p>b 泉地区 市街地の南東側に位置する地区であり、厚生病院やおひさま保育園、泉ふれあいセンターなどの福祉施設が集積し、隣接して住宅地が広がっています。現在は、厚生病院及び新泉ヶ丘団地は白地地域となっており、周辺と一体となった良好な市街地形成を図るよう適正な用途地域の指定を検討します。</p> <p>c 高栄地区、美里地区 市街地の西側に位置し、弟子屈高等学校、弟子屈中学校が立地、水郷公園や弟子屈神社の豊かな緑がある環境です。一般住宅が集積しており、緑豊かな住環境の形成を図ります。 幹線道路沿いは、沿道サービスの立地を誘導することで、生活の利便性を高めます。国道241号を挟み住宅が集積してきており、帯広方面からのまちの入り口に位置していることから、良好な住宅地形成のための検討が望まれます。</p> <p>d 桜丘地区 桜ヶ丘の丘陵の緑と鑑別川に挟まれた緑豊かな住環境を形成しており、今後ともこれらの環境と調和した土地利用を図っていきます。</p> <p>e 日の出地区 市街地の北東に位置し、用途地域に隣接して住宅の建設がみられます。根室及び釧路方面からのまちの入り口に位置していることから、良好な住宅地形成のための検討が望まれます。</p> <p>f 朝日地区 JR釧網本線沿いに位置し工業系及び住居系の用途地域となっています。工業系の一部に住宅建設が進んでいることから、住環境を保全し良好な環境形成を図るため用途転換の検討が望まれます。</p>	<p>・「整・開・保の方針」 との差異は見られない コンパクト化の視点が 欠ける。 (あまり評価できない)</p>

	目標項目	評価
	<p>g 鈴蘭地区、摩周地区 幹線道路の交差するところであり、道路沿いにその立地を活かし商業施設や軽工業施設が集積しており、その外側に住宅地が広がっています。商業と軽工業及び住宅地の調和のとれた地区形成が望まれます。国道沿いは、まちのエントランスとしてまとまりのある環境形成を促進します。隣接する白地地域については、準工業地域の用途拡大について検討が望まれます。</p> <p>h 湯の島地区 中心市街地に隣接しており、地区内には道の駅があります。本地区は商業地域として用途の誘導を図ってきましたが、一部に一般住宅の集積がみられることから、良好な住環境の形成を図るため用途の見直しを検討します。</p> <p>(2) 将来市街地の範囲の設定 将来市街地は、現在の都市計画用途地域の範囲を基本としつつ、用途地域に隣接して整備されている住宅地の一部を含めた概ね3km四方の範囲とします。将来市街地として設定している区域で、用途地域が指定されていない白地地域の内、美里地区、日の出地区、摩周地区などの既存集落で、用途地域に隣接し市街地と一体的に住環境の保全等を図る必要がある地区については、農林業との調整を図った上で用途地域の検討を行います。その他の地区については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図るよう検討します。</p> <p>(3) 主要用途の配置の方針 弟子屈町における人口の減少、少子高齢化や社会経済の変化を踏まえ、各地区においての適正な土地利用及び用途の配置を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力と活力あるまちの中心づくりのため、中心市街地の機能の回復を図ります。 ・市街地形成において、朝日地区や湯の島地区などで、用途の違う土地利用が散見されるようになってきていることから、土地利用の動向を見極め適正な用途の検討を行います。 ・住宅地は、各地区の特性に合った良好な住環境を配置するとともに、公営住宅整備の検討を行い、弟子屈らしいゆとりと潤いのある土地利用を促進します。 ・商業業務地は、地域経済の活性化や地域交流を促進する重要な役割を担うものであり、適正な用途配置を図ります。 	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られないが、コンパクト化の視点が欠けているほか、土地利用整序も実現していない。 (評価できない)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>・工業・流通業務地は、網走、北見、帯広、釧路、根室などの都市を結ぶ主要幹線道路沿いに位置しており、今後とも適正な土地利用の推進を図ります。</p> <p>①住宅地</p> <p>一般住宅地は、弟子屈の自然的環境や地区の特性を活かし良好な住環境を形成するとともに、周辺住宅地や沿道サービスのための比較的小規模な店舗等の立地の誘導を図ります。</p> <p>・中央地区は、中心市街地としてまちなか居住の推進を図り、交流と賑わいが生まれる環境づくりを行います。</p> <p>・泉地区は、厚生病院やおひさま保育園、泉ふれあいセンターなどの福祉施設が集積することから、緑豊かで潤いのある住環境の形成を図ります。</p> <p>・高栄地区、美里地区は、水郷公園や弟子屈神社の豊かな緑や釧路川、鑑別川の緑と調和する住環境の形成を図ります。</p> <p>・朝日地区は、JR摩周駅の北側に位置し住宅と軽工業等の工場や流通施設が混在する工業・流通業務地ですが、産業構造の転換に伴い住宅が集積してきており、今後とも住宅の建設が予測されることから、住環境の向上を図るため、住居系の用途転換を進めます。</p> <p>・鈴蘭地区は、市街地の北側の丘陵地に広がる住宅地であり、今後とも良好な居住環境の形成を図ります。</p> <p>・湯の島地区は、住宅と商業業務施設が混在する商業業務地ですが、産業構造の転換に伴い、住宅の集積がみられるようになってきていることから、住宅地への用途転換を進め、住環境の向上を図ります。専用住宅地は、泉地区に配置し、緑豊かな住環境の一般住宅地と一体となり、低層住宅地として泉地区全体の良好な住環境の形成を図ります。</p> <p>②商業業務地</p> <p>商業業務地は、まちに賑わいと活気を生む重要な場所であり、現在の商業業務地の機能強化を図ります。</p> <p>中心商業業務地は、中央一丁目付近に配置し、商業業務機能のほか、行政機関や金融機関、図書館などの公共施設などの都市機能が集積した商業業務地として、その機能の維持、増進を図ります。</p>	

	目標項目	評価
	<p>拠点商業業務地は、湯の島地区に配置し、温泉地として商業、娯楽、宿泊機能などの充実を図ります。</p> <p>沿道商業業務地は、中央地区、朝日地区、美里地区及び湯の島地区の幹線道路の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の立地を誘導します。特に、湯の島地区の幹線道路沿道については、道の駅を再生し観光交流拠点として情報受発信の機能強化を図ります。</p> <p>③工業・流通業務地</p> <p>弟子屈町では、木材製材工場や自動車販売整備が幹線道路沿いに位置しています。その立地特性を活かし機能強化を図ります。</p> <p>一般工業地については、木材製材工場が立地している朝日地区に配置し、周辺住環境に配慮した軽工業の集積を図ります。</p> <p>流通業務地については、自動車販売整備など沿道サービス型の施設が集積している朝日地区、鈴蘭地区及び摩周地区に配置し、物流や卸売の拠点を形成します。</p> <p>(4) 用途転換に関する方針</p> <p>中心市街地にある池や自然林を生かした、てしかがの蔵周辺緑地の遊休地について、文化施設等を備えた憩いの場となる公園・緑地とする有効利用を図るため、土地利用転換について検討します。その他の遊休地についても、中心商業業務地における機能の充実やアメニティの向上等を図るため、土地利用の転換を進めます。</p> <p>朝日地区の工業地の一部は、住宅と軽工業施設等が混在しているが、産業構造の転換等に伴い工業施設の移転が進んでいることから、今後の土地利用の動向を踏まえ、住宅地への土地利用の転換を進め、住環境の向上を図ります。</p> <p>湯の島地区の拠点商業業務地の一部には、商業業務施設の立地が進まない未利用地があり、住宅が混在していることから、今後の土地利用の動向等を踏まえ、住宅地への土地利用の転換を進め、住環境の向上を図ります。</p> <p>老朽化した鑑別団地、桜町団地は、弟子屈町公営住宅等長寿命化計画を含めた利活用を検討します。また、市街地内に点在する既存不適格建築物については、適合する用途への指導や誘導を行うほか、適合する用途地域等への計画的な移転を誘導することで、合理的な土地利用を推進します</p>	<p>・ 商業地域の用途転換がなされていない。 (評価できない)</p>

	目標項目	評価
	<p>(5) 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <p>弟子屈町の豊かな自然環境に調和した居住環境の維持、改善を図るとともに、多様な居住ニーズや高齢化社会に対応した仕様の住宅建設の推進に努めます。公営住宅の整備にあたっては、弟子屈町住宅マスタープラン、弟子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に行います。ユニバーサルデザインによる公営住宅の建設普及に努め、誰もが暮らしやすい住まいづくりを推進します。良質な住宅の供給と既存住宅ストックの有効活用に努め、ニーズに応じた選択が可能な住まいづくりを推進します。</p> <p>泉地区は、河川緑地をはじめとする自然環境に恵まれ、公営住宅や戸建て専用住宅などの良好な住宅ストックが形成されているとともに、医療・福祉施設が立地していることから、子育て世帯から高齢者世帯まで安心して生活できる住環境の形成を重点的に進めます。泉ヶ丘団地はユニバーサルデザインの平屋建てのゆとりある住宅団地に建替整備を行い、緑豊かな低層住宅を供給し、安全で快適な居住環境の形成を図ります</p> <p>(6) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p>弟子屈町の、コンパクトにまとまった市街地内に位置する公園緑地などの緑の環境は、生活に潤いを与える重要な資源であることから、積極的に保全を図ります。水郷公園は、良好な都市環境を構成するうえで重要な緑であるとともに、様々な野生生物の生息環境を支えています。また湯の島地区には弟子屈町の名木が植生している貴重な緑地があります。これらの緑地については今後も適正に保全を図ります。弟子屈神社周辺の良好な自然景観を有している区域は、今後もその良好な風致景観を維持し、保全を促します。</p> <p>(7) 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域又は実施を予定している区域等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努めます。</p>	<p>・「住生活基本計画」等が策定された。 (評価できる)</p> <p>・「緑の基本計画」が策定された。 (評価できる)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>(8) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 溢水、湛水、がけ崩れその他災害の発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに、緑の保全や緑化の促進に努め、災害を防止するための適正な措置を講じます。</p> <p>(9) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地、市街地郊外の里山、河川敷地については、今後とも良好な自然環境の保全を図ります。</p> <p>(10) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針 泉地区の白地地域について、病院、保育園及び同地区内の公営住宅建替による団地などが新たに配置されたことから、医療・福祉の拠点形成と併せた良好な居住環境を維持するため、農林業との調整を図った上で用途地域への編入を検討します。 将来市街地として設定されている白地地域のうち美里地区、日の出地区、摩周地区などの既存集落においては、土地利用の整序や住環境の維持・向上を図ることが望まれることから、農林業との調整を図った上で用途地域の検討を行います。その他の白地地域は、都市的土地利用を抑制し良好な環境を維持するため特定用途制限地域の設定や建築基準法に基づく形態制限による規制・誘導などについて検討します。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>
5-2 交通体系の整備方針	<p>(1) 交通施設の基本方針 弟子屈町の、将来の都市像を見据えながら、広域道路ネットワークの機能強化と都市内道路のスムーズな連携を図り、多様な都市活動、安全で快適な暮らしにとって必要な交通体系を整備するものとし、その基本方針を以下のように設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進めます。 ・弟子屈町の市街地では、道路網が複雑になっていることから、広域交通が適切に配分されるように、分かりやすい道路網の形成に努めます。 	<p>・「地域公共交通網形成計画」が策定されている。 (評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。 ・公共交通の利用促進のため、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進めます。また、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進めます。 <p>(2) 道路施設の配置の方針</p> <p>3・3・1号日の出通(国道243号、国道391号)、3・4・2号駅前通(国道243号、国道391号、主要道道釧路鶴居弟子屈線、一般道道札友内弟子屈停車場線)、3・4・7号弟子屈通(国道241号)などの広域的な高速交通ネットワークの整備促進を図るとともに、都市や地域を結ぶ広域交通の充実を図るための道路網を配置します。</p> <p>また、都市内の幹線街路として3・4・3号阿寒下鑑別通(主要道道釧路鶴居弟子屈線)、3・4・4号栄橋通(主要道道釧路鶴居弟子屈線)、3・3・5号鑑別通(主要道道釧路鶴居弟子屈線、一般道道札友内弟子屈停車場線)、3・4・9号中学校通(一般道道札友内弟子屈停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網の形成を図ります。3・4・2号駅前通(一般道道札友内弟子屈停車場線)に、JR釧網本線摩周駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保します。</p> <p>(3) 道路施設の整備目標</p> <p>整備水準の目標は、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、街路網は、広域交通に対応する骨格街路網の確保を目指すとともに、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、長期的に、都市計画道路の整備を図ります。</p> <p>市街地内のスムーズな交通流動の確保と、沿道の土地利用の高度化を誘導するために、商店街の整備と一体となった栄橋通の整備を検討します。</p> <p>弟子屈中学校・給食センター改築、憩いの広場等の周辺整備や利活用を検討している鑑別団地と一体となった鑑別通の整備を検討します。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・都市計画道路の整備率が低い。 (あまり評価できない)</p>

	目標項目	評価
	<p>(4) 水辺の散策道の形成</p> <p>道の駅から(仮)河川敷公園を結ぶ区間の釧路川沿いの水と緑を活かして、来訪者を市街地の中心部に誘ったり、町民が日々の生活の中で散策を楽しんだりできる水辺の散歩道の形成を図ります。散歩道の形成にあたっては、地場産のカラマツ材を利用した歩道の整備や、町民の手づくりのベンチやプランターの設置などによる潤いの演出を検討します。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。</p> <p>(概ね評価できる)</p>
5-3 景観形成の方針	<p>(1) 基本方針</p> <p>弟子屈町は、摩周湖、屈斜路湖、川湯温泉などの観光地を有し、市街地内には釧路川が流れる摩周温泉があります。市街地内の景観整備にあたっては、自然景観の素晴らしい「温泉のまち」弟子屈のイメージを高めるため、「景観ガイドプラン」にもとづき自然景観と調和する景観形成を促進します。</p> <p>①花いっぱいのまちづくりの拡充公共施設やJR摩周駅前のロータリー、各町内会の花壇など、行政と町民の協力で進めている花いっぱいのまちづくりを、町民の花を育てる意識の向上を図りながら徐々に広げていくものとしします。</p> <p>②来訪者を迎える緑のゲートの形成</p> <p>弟子屈市街から摩周湖へと向かう国道243号沿いを弟子屈の顔として、沿道の土地利用の誘導や土地所有者の協力による緑化とあわせて、街路樹や植樹帯の充実を進めることにより、来訪者を迎える緑のゲートとしての景観形成を図ります。</p> <p>③緑の景観保全</p> <p>市街地の南部に広がる桜ヶ丘森林公園や学校林など丘陵地の森林や湯の島地区、里山等の緑地について、市街地の背景となる貴重な緑としての景観保全を図ります。</p> <p>(2) 各地区の整備方針</p> <p>①JR摩周駅周辺地区</p> <p>来訪者を迎える拠点として花と緑に包まれた景観形成を図るとともに、弟子屈市街地及び周辺観光地の情報センターとしての機能拡充を進めます。</p> <p>②道の駅周辺地区</p> <p>観光交流と景観整備の重点地区として、「景観ガイドプラン」にもとづき、建物の色彩や外壁などの誘導を図るとともに、緑豊かな水</p>	<p>・「景観計画」が策定済みである。</p> <p>(評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>郷公園、湯の島公園、(仮)湯の島緑地の保全や街路樹に包まれた湯の島通沿いを花と緑で彩ることを進めます。</p> <p>③摩周湖までの広域幹線道路沿道 弟子屈市街から摩周湖へと向かう国道243号、391号沿いは、来訪者を迎える弟子屈の顔として、沿道の土地利用の誘導や土地所有者の協力による緑化の推進、街路樹や植樹帯の整備などにより、緑あふれる景観形成を図ります。</p> <p>④歩行者の回遊空間やその他の街並み形成 JR摩周駅及び道の駅から、水辺の散歩道や歩きやすく整備された歩道などを通じて中心市街地へと来訪者を誘うとともに、朝市の開催や個々の商店の販売体制の充実や店先の景観づくりなどにより、来訪者を温かく迎える市街地の形成を図ります。</p>	
<p>5-4 水と緑の形成方針</p>	<p>(1) 自然的環境の整備又は保全に関する基本方針 弟子屈町における緑地の形態は、市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地、市街地郊外の里山などと、市街地を貫流する釧路川や鑑別川の河川空間が緑の骨格を形成しています。この河川と緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、水と緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し低炭素都市づくりに向け、整備保全に努めます。</p> <p>(2) 主要な緑地の配置の方針 日常生活圏の構成や、地理的条件、市街地の進展動向および誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図ることとし、湯の島公園、(仮)摩周温泉公園(旧国立病院跡地)、(仮)泉ヶ丘公営住宅内公園などの適正な配置、整備を図ります。 スポーツ、文化等のレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ることとし、水郷公園、摩周観光文化センターの周辺緑地、(仮)弟子屈中学校周辺緑地、羽田里山公園などの配置、整備を図ります。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>中心市街地にある池や自然林を生かした、てしかがの蔵周辺緑地について、文化施設等を備えた憩いの広場の配置、整備を図ります。自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全や、景観を楽しみながら緑と触れ合える空間の形成に努めます。釧路川、鑑別川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成を図ります。</p> <p>(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針 緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設や特別緑地保全地区、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行います。</p> <p>(4) 水辺を活かした公園緑地等の形成 ゆとりある快適な居住環境の形成に向けて、身近な公園の適正な配置を図ります。釧路川、鑑別川の河川敷等を活かして、パークゴルフなど野外スポーツが楽しめる公園緑地の整備や、水辺に触れられるような親水空間の形成を図ります。また、親水空間を利用して、釧路川の川くだりなどの中継地としての機能（カヌーポートやトイレ、休憩所、案内板など）の拡充を検討します。</p> <p>(5) 主要な緑地の確保目標 主要な公園緑地として、(仮)弟子屈中学校周辺緑地、(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）、(仮)泉ヶ丘公営住宅内公園の整備を図ります。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「都市再生整備計画」の実施により、整備された。 (評価できる)</p>
5-5 その他の都市施設等の整備方針	<p>(1) 河川 近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下など、水循環機能に大きな変化が生じています。このため、河川については、土地利用との整合を図り、総合的な治水対策を促進します。 治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努めます。 釧路川、鑑別川などの河川については、河川管理者である国や道と連携を深め各種開発事業の調整を図り、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などを図ります。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>(2) 下水道</p> <p>近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下など、水循環機能に大きな変化が生じています。このため、下水道については土地利用との整合を図り、総合的な治水対策を促進します。良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進します。また、市街地の更なる下水道の普及を目指し、未整備区域の幹線管渠の整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行います。さらに、中央地区に処理場、排水区域内にポンプ場を適切に配置し、維持管理を図ります。</p> <p>(3) 上水道</p> <p>安定した水の供給、安全で良質な水の供給、サービスの向上を図ります。地震災害等に強い水道づくりを推進し、応急給水体制の強化を進めます。</p> <p>老朽化が進む施設や配水管及び電気・機械設備等の改修・更新を進めるなど、水道設備の保全を図ります。</p> <p>安定した水源を確保し、安全な水を供給するため、水源水質の監視体制の強化とともに水質の向上に努めます。</p> <p>(4) 温泉</p> <p>弟子屈町は源泉に恵まれていることから、町と民間が連携をとって、温泉をクリーンなローカルエネルギーとして活用していきます。温泉は、一般住宅の浴用、暖房の熱源、商店街の歩道の融雪などに活用されており、今後も安定した温泉の供給に努め、「温泉のまち」の魅力を高める環境づくりの向上を図ります。</p> <p>老朽化が進む施設や配水管及び電気・機械設備等の改修・更新を進めるなど、温泉設備の保全を図ります。</p> <p>(5) 廃棄物処理施設</p> <p>一般廃棄物等の処理施設は、美留和地区に配置されており、町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、適正に処理していきます。なお、可燃ごみについては、</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない(概ね評価できる) 3-4-1-1</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない(概ね評価できる) 3-4-1-2</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>釧路広域連合に加入し、焼却処理しており、不燃ごみ、資源ごみについては、周辺の自然環境や住環境に配慮し、計画的な施設の整備及び維持管理を図ります。また、新規に処理施設が必要になった場合には、長期的な視点に立って周辺環境や景観に配慮し、地域住民の合意を図りながら、総合的な整備の検討を行います。</p> <p>(6) 火葬場 弟子屈火葬場は美里地区に配置されており、周辺環境に配慮するとともに、施設の適切な維持管理により、その機能の維持を図ります</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>
5-6 都市防災の方針	<p>(1) 都市防災の基本方針 町民の生命、財産を災害から保護し安全な生活を確保するため、自然災害等の予防対策、災害復旧・復興対策を都市基盤整備の面から総合的に推進し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、「弟子屈町地域防災計画」をもとに防災体制の確立を図るとともに、「弟子屈町緑の基本計画」との整合を図りながら、都市防災に関する機能強化を促進します。</p> <p>(2) 火災対策による都市防災方針 集団的防火規制として指定されている準防火地域を今後も維持し、建築物の不燃化の向上に努めます。また、都市計画道路等の整備を進め、消防活動及び緊急活動の円滑化や避難路の確保を行うとともに、火災延焼防止の機能をもつ公園緑地などの公共空地を計画的に配置します。</p> <p>(3) 震災対策による都市防災方針 公共建築物は、避難、救援・救護など応急対策活動の拠点となる施設であり、耐震性、耐火性に配慮してその機能の維持を図るとともに、住宅、建築物における被害を軽減させるため、「弟子屈町耐震改修促進計画」に基づき耐震化の向上に努めます。 改築する弟子屈中学校を防災の核として位置づけ、弟子屈中学校改築後の跡地と町営陸上競技場及び町営野球場を「都市再生整備計画」に基づき、包括した地域防災拠点として位置づけ、再整備を行います。地域における物</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 3-5-2-4</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 3-5-2-2</p> <p>・「都市再生整備計画」により実現している。 (評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>資、救援、ボランティア活動の拠点としても活用できるよう、公園などの公共空気を適切に配置します。</p> <p>(4) 浸水対策による都市防災方針 集中豪雨や大型台風などによる浸水地域については、河川整備や下水道整備により改善を図るなど、災害の未然防止に努めます。</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 3-5-2-6</p>
5-7 福祉のまちづくりの方針	<p>(1) 福祉のまちづくりの基本方針 障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせる生活環境の整備をめざし、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えに基づくまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 道路のバリアフリー化整備 高齢者や障がいのある人が安全に移動できるように、歩道及び自転車道の幅員や勾配等については、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の趣旨に即した整備を進めます。</p> <p>(3) 公園のバリアフリー化整備 高齢者や障がいのある人が安全に移動しやすいように、公園の出入り口、園路、トイレ等については、バリアフリー新法の趣旨に即した整備を進めます。</p> <p>(4) 建物等のバリアフリー化整備 官公庁施設、教育施設、医療施設等の不特定多数の方が利用する公共施設の出入口、階段廊下、トイレ、駐車場、エレベーター等について、バリアフリー新法の趣旨に即した整備を進めます。</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 3-4-2-3</p>
5-8 快適な居住空間形成ゾーンの整備方針	<p>(1) 施設立地と相互の連携 高齢者が安心して暮らせる地区の形成を目指して、弟子屈町住宅マスタープラン及び弟子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき、泉ヶ丘団地の建替及び公営住宅内公園整備を行います。 子育て世帯から高齢者世帯が入居する住宅の供給、地区内の摩周厚生病院、保健福祉施設と連携し、保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。また、おひさま保育園など</p>	<p>・「公共施設等個別施設管理基本計画」が策定されている。 (評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>の子育て支援施設、泉の湯の交流施設の立地を生かし、高齢者だけでなく若年世帯や子供たちなど多世代の交流を深め、誰もが安心して快適に暮らしを楽しめる空間の形成を図ります。</p> <p>(2) 誰もが歩きやすい道づくり 公営住宅、一般住宅、保健・医療・福祉施設、子育て支援施設、公園緑地、各種公共施設、商店街などの相互利用を促進するため、ユニバーサルデザインの導入により安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。 冬でも誰もが安全・快適に歩ける空間づくりを進めるために、歩きにくい、滑りやすいといった冬期特有のバリアの改善に向けて、歩道除雪の充実、凍結しにくい舗装の導入などを図ります。また、横断歩道や交差点周辺の除排雪、高齢者宅の除雪支援など、住民と行政が協力して、効率的・効果的な冬期間の対策を進めます。</p> <p>(3) 水と緑を生かした景観形成 丘陵地の緑と鑑別川の水辺に囲まれた地区として、泉ヶ丘団地の建替にあわせた緑地空間の形成と建物景観への配慮、道路整備とあわせた街路樹の育成などにより、緑あふれる景観形成を図るとともに、住民の参加と協力を得ながら花いっぱいのみちづくりを進めます。</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「景観計画」が策定済みである。 (評価できる)</p>
<p>【6. 計画の実現に向けて】</p>	<p>(1) 住民参加の体制づくり 住民と民間事業者、行政が同じテーブルで都市計画マスタープランの進行管理や実現に向けた課題の検討を行える場づくりを検討します。また、都市計画マスタープランの取り組み状況などの情報を、広報誌、インターネットのホームページなどさまざまな情報手段を活用して、幅広く浸透させます。さらに、住民の具体的なまちづくり活動に対する支援を検討します。</p> <p>(2) 庁内の連携による計画の進行管理 都市計画マスタープランに基づく施策・事業の進行管理を行うため、庁内の組織体制、職員ネットワークの確立を図ります。また、上位計画の「弟子屈町総合計画」、「弟子屈町緑の基本計画」、「住宅マスタープラン」、「弟</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 5-2-1-1</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 6-2-2-8</p>

	目標項目	評価
	<p>子屈町公営住宅等長寿命化計画」、「弟子屈町耐震改修促進計画」、「弟子屈町環境基本計画」、「弟子屈町景観ガイドプラン」、「弟子屈町高齢者保健福祉計画」などの関連計画と連動しながら、事業の具体化に向けた課題が持ち上がった時や本計画の見直しには、庁内の職員ネットワークにより、各課の知恵を集めた協議の場の設置を図ります。</p> <p>(3) 関係機関等との協力体制づくり 都市計画マスタープランの実現に向けて、国や北海道などの関係機関、周辺の市町村との調整や協力体制づくりを進めます。</p> <p>(4) 段階的なまちづくりの実践 都市計画マスタープランの実行過程にあわせて、住民、民間事業者、行政がパートナーシップを組んでまちづくりを進めていきます。そのために、ソフト施策などできることから少しずつでも実行しながら、実現化していくことの手応えをもとに、段階的に次のステップへとつなげていくものとします。 また、社会経済情勢の変化などが生じた場合は、都市計画マスタープランを点検・評価し、次への展開に向けた施策・事業の見直しや、新しい施策・事業の検討を行います。</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 6-2-2-2</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 6-2-1-2</p>



弟子屈町都市計画マスタープラン

発行日：令和5年3月

編集・発行：北海道弟子屈町

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

TEL 015-482-2191

FAX 015-482-2696

HP <https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/index.html>